

令和5年4月7日

保護者 各位

八戸市立白鷗小学校
校長 古川 祐行

警報発令及び非常災害時の登校・下校の対応について

時下、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、非常災害時の対応について、下記のとおりとしております。よくお読みいただくとともに、目につくところに貼っておくなどして、お子様の安全な登下校につきましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 お子さんが「家庭」にいる場合

(1) 警報の場合

- ☐ 保護者の判断で、登校させてください。
※休ませる場合は、保護者の方が学校へ電話してください。
- ☐ 臨時休業と決定した場合、学校安全情報配信メールでお知らせします。

(2) 非常災害の場合

- ☐ 夜半（深夜0時以降）、早朝に「震度5弱以上」の地震が発生した場合、原則として「臨時休業」となります。
ただし、被害の状況によっては、臨時休業としない場合もあります。
- ☐ 夜半、早朝に「震度5弱以上」の地震が発生した場合の「臨時休業の有無」については、市教育委員会が判断し学校安全情報配信メールでお知らせします。

(3) 特別警報の場合

- ☐ 夜半・早朝、市内に「特別警報」が発表された場合、当日は原則として「臨時休業」となります。
※特別警報とは…「警報」の基準をはるかに超える重大な災害の危険性が高まった場合、最大限の警戒を呼びかけるもの。

2 お子さんが「学校」にいる場合

(1) 警報の場合

- ☐ 下校時が暴風雨等で危険な場合は、「保護者引き渡し」とします。ただし、安全に集団下校ができる場合は、教師引率で下校コースごとの「集団下校」とし、また、16時頃までに警報が解除され安全と考えられる場合は、「通常下校」とします。
- ☐ 保護者引き渡しや集団下校等の措置を取る場合、学校安全情報配信メールでお知らせします。

(2) 非常災害の場合

- ☐ 市内で「震度5弱以上」の地震が発生した場合、被害状況を確認した上で、その後の教育活動及び下校方法（引き渡し、集団下校、通常下校等）について、学校安全情報配信メールでお知らせします。
※津波警報の発令や災害の発生で、本校に避難所が開設される場合は、児童の安全を優先し引き渡しは行いません。

(3) 特別警報の場合

- ☐ 児童が在校中に、市内に「特別警報」が発表された場合、学校や学区の状況を踏まえ、その後の対応について学校から学校安全情報配信メールで連絡します。

※学校安全情報配信システムに登録している方にはメール配信しますので、必ず開封確認をしてください。未登録の保護者の方には、電話連絡いたします。